

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

ノーマライゼーションのまちづくりを実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施に当たっては、障がい者支援にかかわるすべての人々へ周知を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページに計画の概要を掲載することはもちろん、市役所の障がい福祉担当課の窓口などに概要版を設置するなど、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

2. 計画の推進体制の確立

「さんじょう障がい者プラン2007」及び「障がい福祉計画」で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取組が必要とされることから、市では、社会福祉課を中心に総合的な視点から調整ができる計画推進体制の整備に努めます。

また、障がい者が地域社会で共に生活を送るために、相互扶助の精神に基づいた、あらゆる市民の理解と支援が必要となることから、住民と関係団体、行政などが一致協力して取組を進めます。

さらに、地域で障がい者を支えるネットワークの中核組織として「地域自立支援協議会」を新設し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携を図り、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

3. 計画進捗状況の点検

計画の推進に当たっては、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果をその後の事業や計画の見直し等に反映させていくことが重要です。

市としては、「さんじょう障がい者プラン2007」及び「障がい福祉計画」の円滑な推進を図るため、地域自立支援協議会の中で「障がい福祉計画」における、各年度のサービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を点検、評価します。

4. 計画進捗状況の公表

「さんじょう障がい者プラン2007」及び「障がい福祉計画」で示した事業の実施状況、目標達成状況、あるいは地域自立支援協議会などにおける点検・評価内容や提言などを、市の広報紙やホームページなどを活用して年度ごとに公表し、市民に分かりやすく周知を図ります。